

令和5年第5回農業委員会定例総会議事録

| | | | |
|------------------|---|--|--|
| 開催年月日 | 令和5年5月2日（火） | | |
| 場 所 | 大潟村役場二階『特別会議室』 | | |
| 時 間 | 午前9時00分～10時00分 | | |
| 出席委員 | 大 島 和 夫 会 長 北 村 雅 幸 委 員 高 木 茂 之 委 員 遠 藤 暁 委 員 田 中 誠 悦 委 員 佐 藤 友 能 委 員 椎 川 健 一 委 員 | 小 林 信 之 職 務 代 理 者 渡 邊 琢 磨 委 員 工 藤 猛 委 員 猪 股 誠 委 員 松 橋 良 子 委 員 土 井 博 文 委 員 | |
| 出席した事務局職員 | 澤 井 公 子 局 長 佐 藤 文 美 主 事 | 今 野 智 美 主 事 武 田 聖 子 事 務 補 助 | |
| 議事日程 | 1. 開 会 2. 会 長 あ い さ つ 3. 議 事 録 署 名 委 員 の 指 名 に つ い て 4. 議 事 【議案第24号】 農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について 【議案第25号】 農用地利用集積計画案（令和5年第5号）の諮問に対し、意見を求める件について 【議案第26号】 最適化活動の点検・評価に対し、意見を求める件について 【議案第27号】 農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について 5. 閉 会 | | |

| | |
|------------|---|
| 審議内容 局長 | <p>本日、産業振興課担当で新規採用の佐藤文美ですが他の会議と重なっており、終わり次第出席しますのでご了承ください。案件に間に合わない場合はとぼして進行したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>只今から、令和5年第5回大潟村農業委員会定例総会を開催致します。</p> |
| 会長 | <p>5月連休真っ最中ですが、農作業も大変忙しい時期をむかえております。播種もほぼ終わりかと思っておりますけども、今のところ播種後の不具合等は聞こえてないようですので、順調に生育しているものと思っております。コロナもだいぶ収束しまして8日から2類から5類に移りマスクも本人の判断に委ねる事になってきました。農業委員の研修についてもだいぶ準備が整ってきまして、後ほど事務局より報告があると思っております。本日もよろしくお願いいたします。</p> <p>業務報告に移りたいと思っております。</p> <p>4月6日JA会館に於いて、大潟村農協役員報酬等審議会に主席いたしました。常務・常勤監事は若干アップで、それ以外の理事は据え置きと言うことで答申いたしました。</p> <p>4月24日役場に於いて、大潟村農業再生協議会総会に出席しております。</p> <p>4月25日ホテルメトロポリタン秋田に於いて、令和5年度秋田中央地区農業委員会会長会通常総会に出席しております。</p> <p>4月26日サンルーラル大潟に於いて、大潟村ポルダール結婚支援センター協議会総会に出席しております。役員は1年任期で今年度も会長ということで、お受けいたしました。</p> <p>以上です。</p> |
| 会長 | <p>議案審議に入る前に、議事録署名委員をこちらより指名させていただきます。</p> <p>【議事録署名委員】 4番 小林 信之 職務代理者 5番 高木 茂之 委員</p> |
| 会長 | <p>議案第24号「農地法第3条の規定による農地の使用貸借権設定許可申請に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p> |

| | |
|------|--|
| 局 長 | <p>議案第24号は経営移譲年金受給の為の設定です。 (議案第24号について、議案書及び調査書の朗読) 本案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> |
| 会 長 | <p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p> |
| 委員各位 | <p>なし。</p> |
| 会 長 | <p>ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第24号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。</p> |
| 委員各位 | <p>全員・挙手</p> |
| 会 長 | <p>ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。</p> |
| 会 長 | <p>議案第25号ですが、担当がまだ着いておりませんので飛ばしまして、議案第26号の審議を行ってよろしいでしょうか。</p> |
| 委員各位 | <p>異議なし。</p> |
| 会 長 | <p>議案第26号「最適化活動の点検・評価に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。</p> |
| 局 長 | <p>国のガイドラインにより、総会に於いて、委員及び農業委員会の最適化活動について意見を求めなければならないとなっておりますので、今回上程させて頂いております。 最適化活動の点検・評価について議案書に基づいて説明。</p> |
| 会 長 | <p>事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。</p> |

| | |
|------|--|
| 土井委員 | 各委員が評価をされるというのはある程度仕方がないのかなとは思いますが、点数をつけてするのは気持ちのいいものではないのかなと思う。普段の書き切れていない何気ない事も沢山あると思うので、それがすべてではないなかでの点数付けはいかがなものかという意見です。 |
| 会長 | 他にご意見ございませんか。 |
| 遠藤委員 | 各委員に採点通知されるということですが、点数の満たない委員は不適切委員と判断されるのですか。 |
| 局長 | そういうことではありません。事務局としてもこういった点数をつけることには戸惑いがありまして、あまり望まない事だなど思いながらやっているのですが、国の方から委員の日々の活動を形として表してほしいということでこのような形になったと思うのですが、それによって適・不適を判断をするものではなく、現状を把握してより皆さんに意識付けをしてもらい、形として残すものとして認識していただければと思います。 |
| 遠藤委員 | 各委員から提出されたものを年に何回か内部監査的に確認するべきものなのか。また、この結果が上部組織に報告するものなのか。 |
| 局長 | 国県及び上部組織には個々の結果でなく委員会の結果として「様式4」を報告する事となっており、それが国等の補助金・交付金の基礎となる事となっております。 |
| 猪股委員 | 様式3やその結果については村へ報告はするのですか。 |
| 局長 | それはありません。 |
| 会長 | 他にご意見ございませんか。 |
| 委員各位 | なし。 |

| | |
|------|--|
| 会 長 | 様式3の総会で出された意見についての箇所ですが、事務局に一任してよろしいでしょうか。 |
| 委員各位 | 異議なし。 |
| 会 長 | 議案第26号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。 |
| 委員各位 | 賛成多数・挙手 |
| 会 長 | ありがとうございました。賛成多数で、原案どおり可決決定いたしました。 |
| 会 長 | 産業振興課担当が着きましたので議案第25号の審議に戻ります。 |
| 会 長 | 議案第25号「農用地利用集積計画案(令和5年第5号)の諮問に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。 |
| 局 長 | 本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、村長より農業委員会に対し農用地利用集積計画(案)の適否についての意見を求められたものです。 詳細については担当である産業振興課の方から説明いたします。 |
| 佐藤主事 | 4月10日付で産業振興課に配属されました佐藤文美です。よろしくをお願いします。 |
| 今野主事 | 整理番号5-118離農により、田1筆5,818㎡、対価10a 17,000円、期間10年間の賃貸借権再設定。 整理番号5-119離農により、田2筆9,976㎡、対価10a 15,000円、期間10年間の賃貸借権設定。 整理番号5-120離農により、田2筆10,101㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。 |

整理番号5-121離農により、田2筆9,915㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号5-122離農により、田1筆5,070㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権設定。

整理番号5-123離農により、田3筆10,897㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権再設定。

整理番号5-124離農により、田2筆9,952㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権再設定。

整理番号5-125離農により、田2筆9,880㎡、対価10a 15,000円、期間5年間の賃貸借権再設定。

整理番号5-126耕作不便により、田4筆46,346㎡、対価10a 30,000円、期間10年間の賃貸借権設定。

整理番号5-127法人へ移行により、田10筆65,845㎡、対価無償、期間10年間の使用貸借権再設定。

整理番号5-128耕作不便による贈与により、田1筆1,096㎡、対価無償の所有権移転。

整理番号5-129高齢化による経営縮小により、田1筆5,009㎡、対価総額2,754,950円の所有権移転。

整理番号5-130耕作不便により、田1筆979㎡、対価総額650,000円の所有権移転。

整理番号5-131耕作不便により、田1筆979㎡、対価総額650,000円の所有権移転。

整理番号5-132離農により、田1筆979㎡、対価総額650,000円の所有権移転。

整理番号5-133農地売買支援事業により、田4筆50,909㎡、対価総額58,631,260円の所有権移転。

整理番号5-134農地売買支援事業により、田1筆11,413㎡、畑1筆1,250㎡、対価総額17,542,210円の所有権移転。

整理番号5-135農地売買支援事業により、田3筆51,220㎡、対価総額56,404,000円の所有権移転。

整理番号5-136農地売買支援事業により、田11筆151,751㎡、対価総額159,425,100円の所有権移転。

整理番号5-137農地売買支援事業により、田3筆11,355㎡、対価総額6,746,000円の所有権移転。

| | |
|---------|---|
| | <p>整理番号5-138農地売買支援事業により、田2筆9,990㎡、対価総額6,100,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-139農地売買支援事業により、田2筆9,990㎡、対価10a 17,000円、期間4年間の賃貸借権設定。</p> <p>整理番号5-140農地売買支援事業により、田3筆10,859㎡、対価総額6,715,000円の所有権移転。</p> <p>整理番号5-141離農により、畑1筆1,173㎡、対価無償、期間10年間の使用貸借権設定。</p> |
| 会 長 | 事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。 |
| 小林職務代理 | 整理番号5-130～5-132ですが、支払期限経過による喪失との事でしたが、再契約しなければならないのですか。 |
| 今 野 主 事 | 支払期限までに支払わなかった場合、税制上の減免証明書を発行する事ができないため、新たに契約を結び直すという事になりました。 |
| 会 長 | 整理番号5-126の借受人は、初めての法人ですが、設立間もない法人ですか。機械所有の記載も全くありませんのでどのようにする予定か聞いていますか。 |
| | 休 憩 9:47 再 開 9:49 |
| 今 野 主 事 | 借受人は平成31年に設立された法人で、他町で農地を借受て経営しております。農業機械は村内農家よりリースしているそうです。 |
| 会 長 | 他にご意見ございませんか。 |
| 委 員 各 位 | なし。 |
| 会 長 | ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第25号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。 |

| | |
|------|--|
| 委員各位 | 全員・挙手 |
| 会長 | ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。 |
| 会長 | 議案第27号「農業委員会事務の実施状況等の公表に対し、意見を求める件について」上程いたします。事務局より説明いたします。 |
| 局長 | 令和4年度の事務の実施状況等の公表に対し、議案書に基づいて説明。 |
| 会長 | 事務局説明に対し、発言のある方は挙手願います。 |
| 委員各位 | なし。 |
| 会長 | ご意見がないようですので、採決に入ります。 議案第27号の原案に賛成の委員の挙手をお願いします。 |
| 委員各位 | 全員・挙手 |
| 会長 | ありがとうございました。満場一致で、原案どおり可決決定いたしました。 |
| 会長 | 今日の議案審議は以上です。 ありがとうございました。 |